

交通需要の回復に向けた公共交通利用促進事業委託業務
企画提案指示書

1 委託事業名

交通需要の回復に向けた公共交通利用促進事業委託業務

2 業務の目的

公共交通は国民生活や経済活動等を支える重要なインフラである一方、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少していることから、交通需要の回復を図るため、「新北海道スタイル」に取り組む交通事業者の感染拡大防止のための取組等を広く発信するなど、道民に公共交通の利用を促すためのプロモーションを実施する。

3 委託業務

(1) 各種広報媒体を活用した情報発信

ア 各種広報媒体の選定

公共交通の利用促進に向けて具体的なターゲットを設定の上、それぞれのターゲットに対して効果的に訴求できる広告媒体を複数選定すること。

イ 実施回数

選定した広告媒体毎に、それぞれの特性に応じた効果的な回数を実施すること。

ウ 実施時期、実施期間

各広告媒体の特徴や下記エの内容を考慮の上、公共交通の利用促進に効果的な時期又は期間を設定して広報すること。

エ 広報の内容

次の内容について、情報発信等を行う。

なお、広報にあたっては、(ア)に比重をおいて情報発信を実施すること。

(ア) 交通事業者の感染拡大防止のための取組等の広報

「新北海道スタイル」に取り組む交通事業者の感染拡大防止のための取組や、コロナ禍にあっても国民生活や経済活動等を支える重要なインフラである公共交通の維持に日々従事するエッセンシャルワーカーとしての交通事業者の姿など、広く道民の理解を得て、公共交通の利用に繋げることができる情報発信を行うこと。

特に、車内設備の定期的な消毒、乗務員の体調管理の徹底などの「新北海道スタイル」を実践し、利用者が安心して公共交通を利用することができるように、交通事業者及びその従業員が努力する姿を発信するなど、道民に共感を呼ぶような方法・内容とすること。

(イ) 北海道が実施する「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」の広報

北海道が実施する「ぐるっと北海道・公共交通利用促進支援補助金」により交通事業者が販売する割引乗り放題乗車券等について、広く道民に周知するための情報発信を行うこと。

なお、本広報は、感染症が収束し、割引乗り放題乗車券等が販売を再開した際に速やかに行うとともに、感染症蔓延により再び販売中止となった場合には速やかに発信を中止するなど、状況に応じて柔軟に対応できる媒体を選定すること。

(ウ) 道内の他の交通・観光需要回復施策の発信

上記(イ)のほか、道内の市町村等が実施する交通・観光需要回復施策（地域の乗り放題乗車券など）を集約し、適時、特設ページ等により発信すること。

オ 広報の取材、企画等

広報の企画、各交通事業者などへの取材、情報発信など、本事業に係る一連の業務を実施すること。

広報にあたっては、SNSにおける拡散効果を狙うなど、より多くの道民に訴求できる工夫を行うこと。

カ その他

上記ア～オにおいて具体的な定めのない事項について、提案者の豊富な知識やノウハウ、高度な創造性などを最大限に生かし、積極的に提案すること。

(2) 普及・啓発資材の作成・配布

主に上記(1)エ(ア)について周知するリーフレット(チラシ)等を作成し、別紙のとおり関係機関等に郵送すること。

(3) 広告効果の検証

広告の実施にあたっては、あらかじめ目標値を設定するとともに、広告の効果について効果検証を実施すること。

(4) 実施報告書の提出

上記(1)～(3)について実施結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を納品すること。

(5) その他

実施にあたっては、PR効果を高めるため、交通事業者や関係団体等と積極的に連携・協働を図ること。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日(月)

5 予算上限額

30,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)

第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

7 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：米田）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線23-845）
011-204-5333（ダイヤルイン）
FAX 011-232-4643

8 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和3年5月28日（金）16:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所

6に同じ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

9 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限

令和3年6月11日（金）16:00（必着）

- (2) 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

- (3) 提出場所

6に同じ

10 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。

配布一覧表

| 郵送先 | 箇所 | 作成部数 | | | | 納品時期 |
|-----------------|-----------------|--------|--------|--------------------------------|-----------------|------|
| | | リーフレット | | その他 | | |
| | | 1箇所当たり | 計 | 1箇所当たり | 計 | |
| 各総合振興局・振興局 | 14 | 100 | 1,400 | 効果的な普及・啓発資材について設置場所及び部数を提案すること | 制作後、速やかに納品 | |
| 道内各市町村 | 179 | 100 | 17,900 | | 制作後、速やかに納品 | |
| J R 北海道 | 1 | 1,000 | 1,000 | | 道が別途指示する時期 | |
| (一社) 北海道バス協会 | 1 | 100 | 100 | | 〃 | |
| (一社) 北海道タクシー協会 | 1 | 100 | 100 | | 〃 | |
| 北海道鉄道活性化協議会構成団体 | 14 | 100 | 1,400 | | 〃 | |
| 国土交通省北海道運輸局 | 1 | 100 | 100 | | 〃 | |
| 道交通企画課 | 1 | 700 | 700 | | 〃 | |
| その他効果的な場所等 | 効果的な掲載場所を提案すること | | | | 効果的な納品時期を提案すること | |